

太子町人事行政の運営等の状況（令和2年度）

太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和2年度の太子町職員の任用・勤務条件等の状況を次のとおり公表する。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

区分	任用			退職		
	採用	昇任	降任	定年	勸奨	自己都合等
一般行政職	12人	27人	0人	5人	6人	4人
教育職	2人	1人	0人	4人	0人	2人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	0人	0人

- (1) 令和2年度の採用者は、14人でした。
- (2) 令和2年度の昇任者は、28人でした。
- (3) 令和2年度の昇任試験の状況は、次のとおりです。

試験名	受験者数	合格者数
昇任資格試験	14人	8人

- (4) 令和2年度の退職者は、21人でした。
- (5) 職員採用試験の状況は、次のとおりです。  
（令和2年度実施・令和3年4月1日採用）

職種	受験者数	合格者数	倍率
事務職	69人	5人	13.8
社会福祉士	2人	1人	2.0
土木職	3人	0人	0.0
保健師	3人	2人	1.5
幼稚園教諭	13人	4人	3.3
幼稚園養護教諭	2人	1人	2.0
事務職（追加）	45人	10人	4.5

- (6) 再任用短時間勤務職員の職員数に関する状況

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

採用者数	退職者数
2人	4人

2 職員の人事評価の状況

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度について、これを任用、給与等の基礎とすることとされています。

当町では、平成 22 年度より全職員を対象に、人事評価を実施しており、毎年度、上半期及び下半期、年 2 回の評価を行っています。

また、これらの評価結果を人材育成等にも活用しています。

昇給は毎年 1 月、昇格は毎年 4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回、職員の勤務成績をもとに行います。

令和 2 年度に級が昇格した職員は 29 人、定期昇給した職員は 161 人、定期昇給を停止又は抑制した職員は 28 人でした。

### 3 職員の給与の状況

今後公表予定の「太子町職員の給与・定員管理の状況」に記載します。

### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務条件は、次のとおりです。

項目	内容
職員の勤務時間	実働の勤務時間は、1 日 7 時間 45 分、1 週間で 38 時間 45 分（再任用短時間勤務職員については週 31 時間以内）。ただし、部署によって勤務の時間帯は異なります。
週休日	週休二日制。ただし、土日開庁部署は、原則 4 週間で 8 日（再任用短時間勤務職員については 8 日以上）の週休日を設定しています。
休憩時間	原則 12 時から 13 時までの 1 時間。ただし、部署によって交代制勤務等により休憩の時間帯は異なります。外出等を行うことができます。

職員が取得できる休暇は、次のとおりです。

項目	内容（令和 3 年度）
年次有給休暇	20 日の年次有給休暇が与えられ、20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。
病気休暇	(1) 公務上、通勤による負傷及び疾病 必要な期間 (2) (1)以外の負傷及び疾病 90 日以内で必要な期間
特別休暇	ボランティア休暇（5 日以内）、結婚休暇（5 日以内）、産前休暇（8 週間以内）、産後休暇（8 週間）、忌引休暇（親族に応じ 1 日から 10 日の範囲内）、夏季休暇（5 日以内）、リフレッシュ休暇（3 日以内）等を規則に定めています。
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により、原則 2 週間以上にわたり介護する必要がある場合、給与の支給を受けずに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月の範囲内で請求できます。

育児休業	子（法律上の親子関係に準ずる者を含む）が3歳に達する日までの期間内で請求できます。
------	---

令和2年度の年次有給休暇の平均取得日数は9.7日、病気休暇の承認者数は6人、産前産後休暇の承認者数は3人、育児休業の承認者数は3人でした。

職員が公務のために出張するときは、旅費条例に基づき、次のとおり旅費を支給します。

令和2年度における宿泊を伴う出張は21回、日当全額を支給する出張は354回、日当の1/2を支給する出張は46回でした。

車賃1kmにつき	日当1日につき	宿泊料1夜につき	食料1夜につき
37円（私用車利用の場合のみ）	2,200円	東京都 11,000円 上記以外 10,000円	2,200円
鉄道賃	船賃	航空賃	
乗車に要する運賃（等級がある場合は下級の運賃）、新幹線の利用は片道100km以上	3階級の場合は中級の運賃、2階級の場合は下級の運賃	現に支払った旅客運賃	

区分	対象区域
日当を支給しない区域	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、上郡町（大字光都に属する区域に限る）、佐用町（大字光都に属する区域に限る）
日当の定額の2分の1に相当する額を支給する区域	加古川市、高砂市、加西市、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町（大字光都に属する区域を除く）、佐用町（大字光都に属する区域を除く）
日当の定額を支給する区域	上記以外の区域

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務の能率的運営を確保することを目的に行う処分で、勤務実績が良くない場合、病気等により職務の遂行に支障がある場合、職に対して必要な適格性を欠く場合等に行います。これに対し、懲戒処分とは、公務員の秩序を維持するために職員の義務違反に対する制裁を目的に行う処分で、職務上の義務に違反し、職務を怠った場合、非違行為をした場合等に行います。

なお、令和2年度の処分者は、3人でした。

項目	分限処分者数	懲戒処分者数
人数	2人	1人

## 6 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に全力をあげて専念しなければなりません。

そして、法令及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等の服務上課せられた義務があります。

また、令和2年度の職務専念義務の免除申請者は0人、営利企業等の従事制限の許可申請者は5人でした。

## 7 職員の退職管理の状況

離職後に営利企業等（国及び地方公共団体等は除く）に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への要求又は依頼（＝働きかけ）をすること等が禁止されており、また、現職職員についても、当該働きかけに応じて不正な行為を行うこと等による制裁措置が設けられています。

このことについて、退職者及び現職職員に対し、通知により周知することで、退職管理の適正化に努めています。

## 8 職員の研修の状況

職員は各々の職務に伴う専門研修のほか、行政法、監督職、プレゼンテーション等の兵庫県自治研修所、播磨自治研修協議会等が主催する研修会へ職員を派遣しています。

また、内部での各種研修も実施しており、職員の資質向上に取り組んでいます。

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生

職員の福利厚生制度には、法律により義務付けられた共済制度、労働安全衛生、公務災害補償等の法定福利厚生制度と、使用者が人事行政上の必要から実施する互助会制度等の法定外福利厚生制度の二つがあります。

兵庫県市町村職員共済組合（公立学校共済組合）及び一般財団法人兵庫県市町職員互助会に加入し、福利厚生の実施を図っています。

主な福利厚生制度の内容は、次のとおりです。

項目		主な内容
法定福利	共済制度	法に基づく兵庫県市町村職員共済組合（公立学校共済組合）に加入。 [主な共済制度] (1) 保健・休業・災害等給付 (2) 年金給付 (3) 保養施設利用助成 (4) 住宅・入学等貸付
	保健 (健康診断)	法定の健康診断 11 項目に、希望者のみ大腸がん検査、胃部 X 線検査、骨粗エコー検査、前立腺がん検査、ペプシノゲン検査、C 型肝炎抗体検査、風しん抗体検査を加え実施（一部個人負担あり）。
	公務災害補償	地方公務員災害補償基金、法に基づく基金により補償。
法定外福利	互助制度	互助事業を一般財団法人兵庫県市町職員互助会に委託。 [主な互助制度] (1) 福利事業（結婚祝金、人間ドック補助金、入院見舞金、医療費補助金等） (2) 共済事業（弔慰金、災害・出産・扶養家族入院見舞金、家族医療費補助金）

## (2) 利益の保護

職員は、給与・勤務時間等勤務条件について、必要で適切な措置をとられるよう要求するときや、懲戒その他、職員の意に反した不利益な処分を受けたと思われるときは、揖龍公平委員会に対して申立てをすることができます。

令和 2 年度の申立てはありませんでした。